

平成 2 9 年 6 月 五 島 市 議 会 定 例 会 議 案 表

(平成 2 9 年 6 月 1 4 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 5 2 号	五島市特定個人情報保護条例及び五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	1
議案第 5 3 号	五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について	3
議案第 5 4 号	五島市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部改正について	5
議案第 5 5 号	五島市単独住宅管理条例の一部改正について	6
議案第 5 6 号	財産の取得について	7
議案第 5 7 号	財産の取得について	8
議案第 5 8 号	財産の取得について	9
議案第 5 9 号	財産の取得について	10
議案第 6 0 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	11
議案第 6 1 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	16
議案第 6 2 号	和解及び損害賠償の額の決定について	21
議案第 6 3 号	五島市固定資産評価員の選任について	22
議案第 6 4 号	五島市農業委員会委員の任命について	23
議案第 6 5 号	五島市農業委員会委員の任命について	25
議案第 6 6 号	五島市農業委員会委員の任命について	27

議案第 67 号	五島市農業委員会委員の任命について	29
議案第 68 号	五島市農業委員会委員の任命について	31
議案第 69 号	五島市農業委員会委員の任命について	33
議案第 70 号	五島市農業委員会委員の任命について	35
議案第 71 号	五島市農業委員会委員の任命について	37
議案第 72 号	五島市農業委員会委員の任命について	39
議案第 73 号	五島市農業委員会委員の任命について	41
議案第 74 号	五島市農業委員会委員の任命について	43
議案第 75 号	五島市農業委員会委員の任命について	45
議案第 76 号	五島市農業委員会委員の任命について	47
議案第 77 号	五島市農業委員会委員の任命について	49
議案第 78 号	五島市農業委員会委員の任命について	51
議案第 79 号	五島市農業委員会委員の任命について	53
議案第 80 号	五島市農業委員会委員の任命について	55
議案第 81 号	五島市農業委員会委員の任命について	57
議案第 82 号	五島市農業委員会委員の任命について	59
議案第 83 号	平成 29 年度五島市一般会計補正予算 (第 1 号)	別冊

議案第 8 4 号	平成 2 9 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
報告第 3 号	専決処分の報告について (五島市税条例の一部改正について)	61
報告第 4 号	専決処分の報告について (五島市国民健康保険税条例の一部改正について)	72
報告第 5 号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	74
報告第 6 号	専決処分の報告について (平成 2 8 年度五島市一般会計補正予算 (第 6 号))	別冊
報告第 7 号	専決処分の報告について (平成 2 8 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号))	別冊
報告第 8 号	平成 2 8 年度五島市一般会計継続費繰越計算について	別冊
報告第 9 号	平成 2 8 年度五島市一般会計繰越明許費繰越計算について	別冊
報告第 1 0 号	平成 2 8 年度五島市一般会計事故繰越し繰越計算について	別冊
報告第 1 1 号	平成 2 8 年度五島市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算について	別冊

議案第52号

五島市特定個人情報保護条例及び五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

五島市特定個人情報保護条例及び五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

五島市特定個人情報保護条例及び五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(五島市特定個人情報保護条例の一部改正)

第1条 五島市特定個人情報保護条例（平成27年五島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第30条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第31条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

(五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 五島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年五島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 53 号

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 14 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年五島市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中「5,500円」を「3,000円」に、「11,700円」を「10,200円」に改め、別表第 2 項の表中「6,000円」、「5,900円」、「10,500円」及び「10,300円」を「4,600円」に改め、別表第 3 項の表中「7,200円」、「7,100円」、「11,700円」及び「11,500円」を「7,000円」に改め、別表備考第 5 項第 2 号ア中「相当する額」の次に「（当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯にあっては、0円）」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の五島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例別表の規定は、平成 29 年 4 月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年 3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正に伴い、

市町村民税が非課税となる世帯の第2子に係る利用者負担額を無償化し、一部の低所得世帯に係る利用者負担額の軽減措置を拡充するなど、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第54号

五島市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部改正について

五島市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

五島市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年五島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「11,700円」とあるのは「10,000円」を「10,200円」とあるのは「9,300円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の五島市立幼稚園条例（平成16年五島市条例第216号）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、一部の低所得世帯に係る利用者負担額の軽減措置を拡充するため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 55 号

五島市単独住宅管理条例の一部改正について

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 6 月 14 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市単独住宅管理条例の一部を改正する条例

五島市単独住宅管理条例（平成 16 年五島市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

別表玉之浦の部深浦住宅 6 号の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

深浦住宅 6 号を解体することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第56号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 五島市消防本部備品 高規格救急自動車 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 28,404,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長崎県長崎市五島町4番19号
西九州トヨタ自動車 株式会社 長崎支店
支店長 元山 繁 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第57号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 五島市消防本部備品 常備消防ポンプ自動車 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 33,264,000円 |
| 4 契約の相手方 | 長崎県長崎市竹の久保町11番3号
ヤナセ産業 株式会社
代表取締役 梁瀬 正輝 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第58号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 五島市消防本部備品 非常備消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得金額 | 22,010,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長崎県長崎市竹の久保町11番3号
ヤナセ産業 株式会社
代表取締役 梁瀬 正輝 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第59号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 五島市消防本部備品 小型動力ポンプ積載車ほか1点 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 22,302,000円 |
| 4 契約の相手方 | 長崎県諫早市白岩町12番地2
株式会社 ユタカ防災サービス
代表取締役 津浪 勉 |

(提案理由)

財産の取得については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第60号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野 口 市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市奈留町大串字上方江神1090の6及び1092の6地先並びに字小河原1094の1、1094の2、1095の1、1095の2及び1096の2に隣接する白地の地先並びに1095の1に隣接する道路地先に隣接する白地の地先	71.68	字上方江神地先は字上方江神 字小河原地先は字小河原

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



竣 功 認 可 書

長 崎 県

平成28年11月21日付けで申請のあった第1種江神漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

平成29年2月24日

長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立ての場所

長崎県五島市奈留町大串字上方江神1092番6から奈留町大串字小河原1096番2に隣接する白地に至る地先

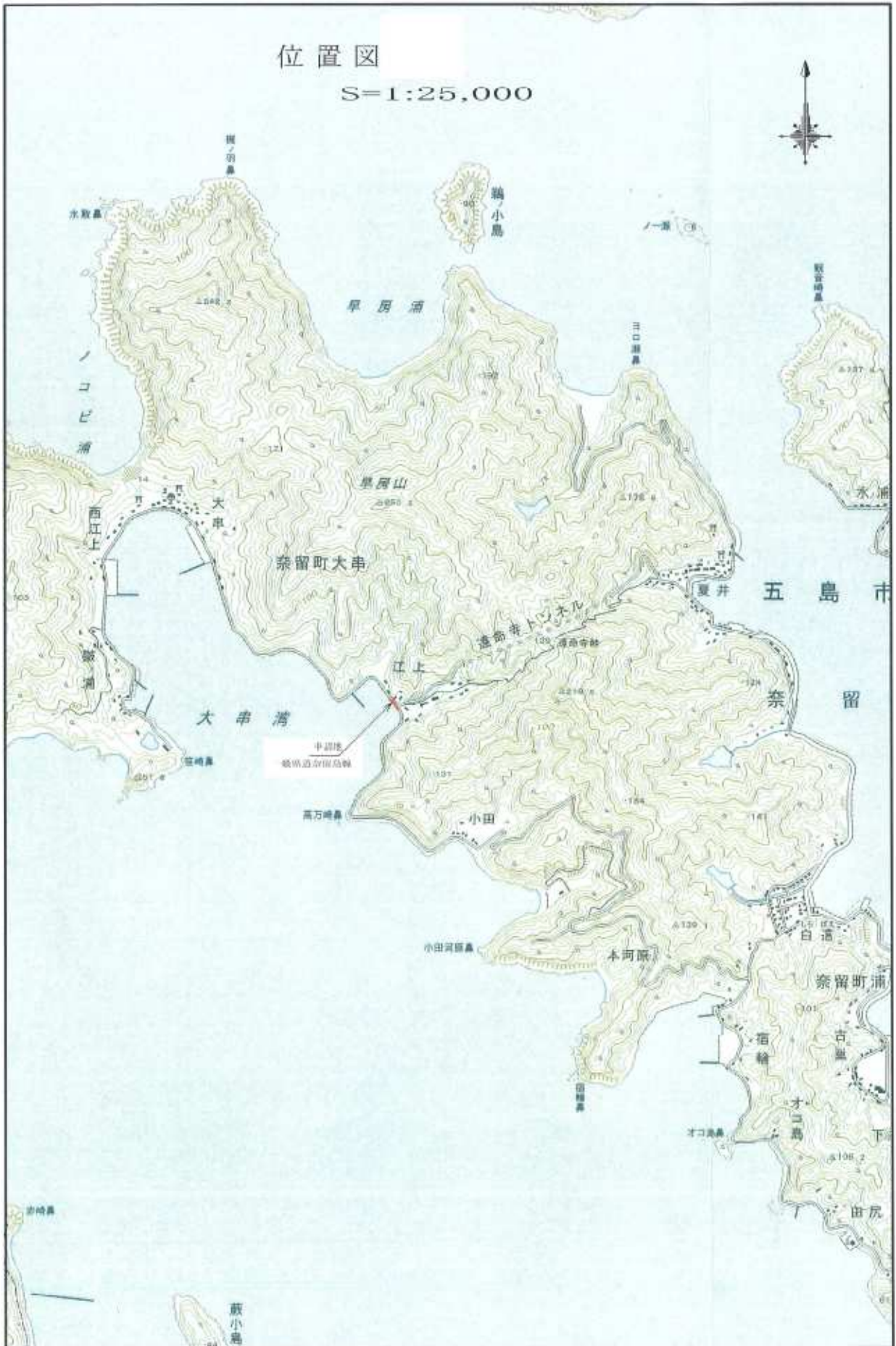
2. 埋立地の用途 道路用地

3. 竣功面積 71.68㎡

(内訳) 道 路 敷 71.68㎡

位置図

S=1:25,000



議案第61号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

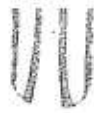
平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市玉之浦町大宝字江ノ浦36の83 地先並びに字本崎444の42地先	401.23	字江ノ浦地先 は字江ノ浦 字本崎地先は 字本崎

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



竣 功 認 可 書

長 崎 県

平成 29 年 3 月 1 日付で申請があった玉ノ浦港の公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項に基づき下記のとおり認可する。

平成 29 年 3 月 16 日

玉ノ浦港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立の場所

長崎県五島市玉之浦町大宝字江ノ浦 36 番 83、玉之浦町大宝字本崎 444 番 35
及び玉之浦町大宝字本崎 444 番 42 に至る地先公有水面

2. 埋立地の用途

道路用地

3. 竣功面積

401.23 平方メートル

地図の写し S=1:500

五島市玉之浦町

公有水面

埋立能功地

山池

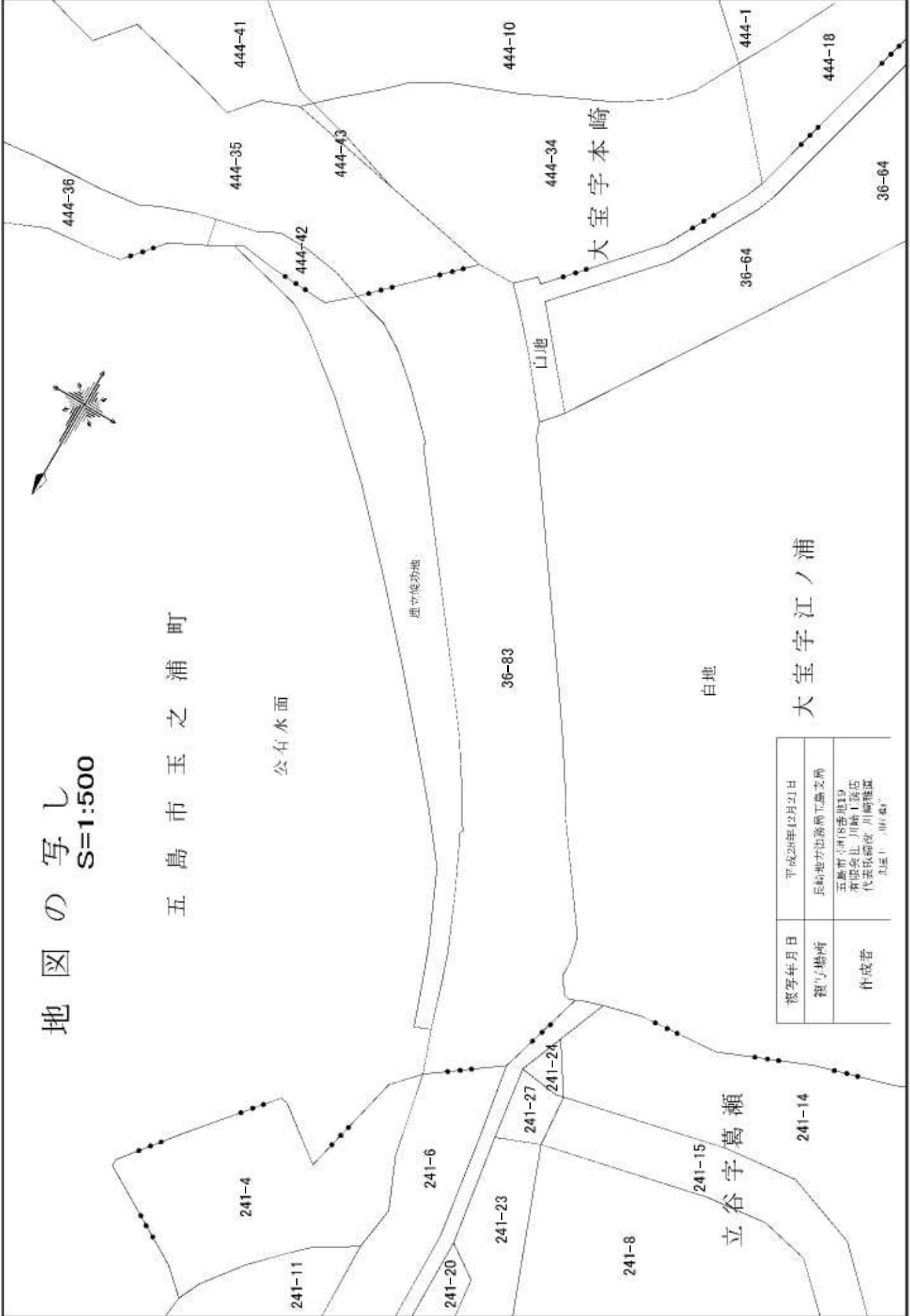
大宝字本崎

白地

大宝字江ノ浦

立谷字葛瀬

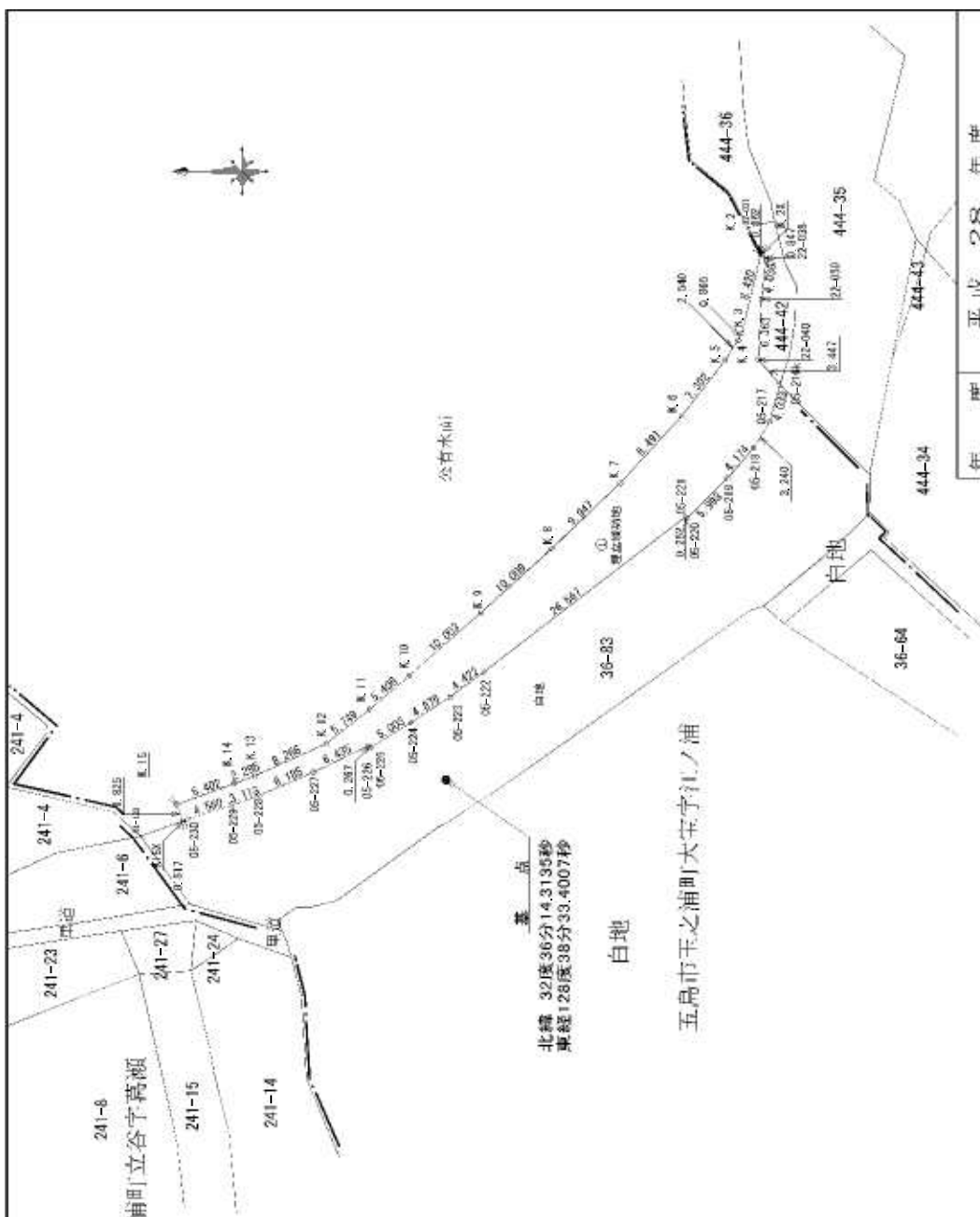
複写年月日	平成28年12月21日
複写場所	長崎地方建設局立島支局
作成者	五島市立島18番地19 有限会社「川崎工務店」 代表取締役「川崎雅直」 電話「0954-4111」



求積図

S=1:500

五島市玉之浦町立字高瀬



求積表

地番	計区画面積	Kn	Kn	Wn1-Wn2	Wn1-Wn2	計区画面積	計区画面積
23-038	-42424.850	-42420.029	-4,747	207032.521495			
23-039	-42623.000	-40424.526	-10,261	419384.109400			
23-040	-42923.850	-40420.990	-3,503	369966.519040			
05-104K	-42923.840	-40423.593	-4,426	322357.424300			
05-217	-42924.450	-40427.480	-4,044	289841.646100			
05-218	-42922.171	-40440.211	-5,018	258135.550178			
05-219	-42920.050	-40443.276	-1,490	322224.270900			
05-220	-42915.814	-40447.520	-4,093	178519.526702			
05-221	-42915.813	-40447.474	-4,018	498597.301264			
05-222	-42914.449	-40463.691	-18,037	400754.574223			
05-223	-42916.899	-40466.298	-5,297	230961.521700			
05-224	-42916.872	-40468.653	-5,234	230740.132728			
05-225	-42916.869	-40471.592	-2,426	192634.522442			
05-226	-42916.177	-40471.594	-2,382	112928.956611			
05-227	-42916.673	-40474.174	-4,238	238254.613174			
05-228	-42916.860	-40476.634	-3,497	152767.790200			
05-229	-42916.863	-40477.671	-2,447	152611.020161			
05-230	-42916.859	-40479.084	-4,586	64091.172354			
K15F	-42916.853	-40479.257	1,516	-6135.714854			
K15	-42916.279	-40477.653	3,271	-10991.227879			
K14	-42916.301	-40475.280	2,925	-13047.337025			
K13	-42916.590	-40474.595	4,215	-13340.628100			
K12	-42916.073	-40471.195	5,968	-20622.574324			
K11	-42916.967	-40467.680	3,048	-326941.583256			
K10	-42916.102	-40464.007	16,048	-418830.915726			
K9	-42914.222	-40467.512	13,310	-60031.570208			
K8	-42901.625	-40460.725	13,517	-29372.462765			
K7	-42900.616	-40443.025	11,872	-62941.465352			
K6	-42915.327	-40438.698	11,913	-518842.601481			
K5	-42916.289	-40431.002	7,982	-37230.709018			
K4	-42921.161	-40428.944	2,944	-12712.062854			
K3	-42921.647	-40420.163	3,945	-290630.917565			
K2	-42923.444	-40419.893	3,229	-30130.320776			
K2K	-42923.072	-40419.888	-0,940	27915.154280			
合計				962,461294			
合計				401,229479			
合計				461,231			m

五島市玉之浦町大字字高瀬

- 凡例
- 市界区域(破線)
 - 土地境界線
 - 字界

年度	平成 28 年度
工事名	主要地方道中之浦大字字高瀬道路改良工事
施工地	五島市玉之浦町立字高瀬
図面種類	求積図
縮尺	S=1:500
図面番号	葉の内 号
課長	本設計 許 野 田 浩 吉
局長	長崎県五島振興局

議案第63号

五島市固定資産評価員の選任について
次の者を五島市固定資産評価員に選任する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	[REDACTED]	
ふりがな	いちかわ	りょうじ
氏 名	市 川	良 二
生年月日	[REDACTED]	

(提案理由)

固定資産評価員の選任については、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項及び五島市固定資産評価員条例（平成16年五島市条例第77号）第4条の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第64号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	[REDACTED]
ふりがな 氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第64号参考〉

略 歴



議案第65号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 [REDACTED]

ふりがな
氏 名 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第65号参考〉

略 歴



議案第66号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

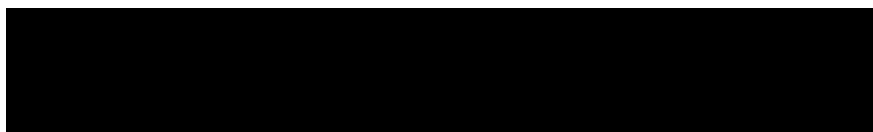
住 所 [REDACTED]
ふりがな [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第66号参考〉

略 歴



〈議案第67号参考〉

略 歴



議案第68号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

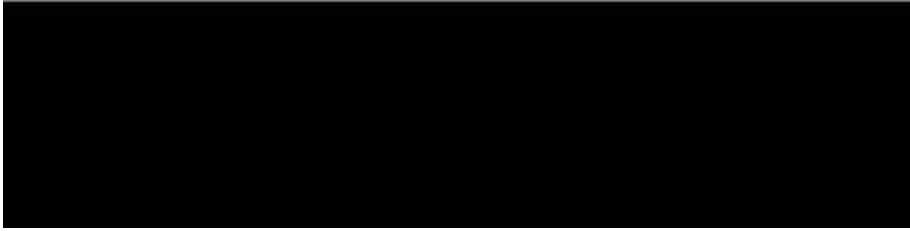
生年月日

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第68号参考〉

略 歴



議案第69号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第69号参考〉

略 歴



議案第70号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

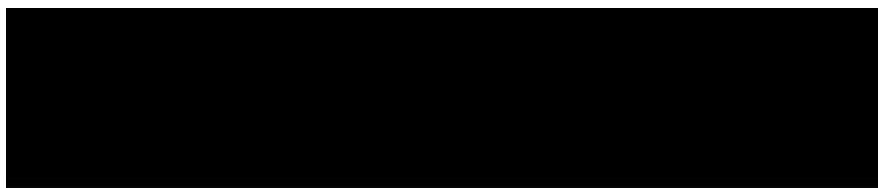
住 所	[REDACTED]
ふりがな 氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第70号参考〉

略 歴



議案第71号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

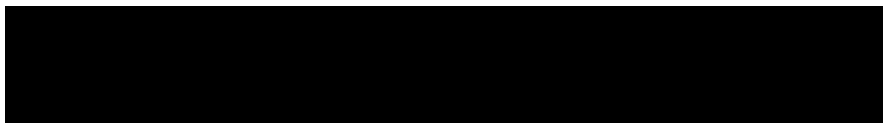
住 所	[REDACTED]
ふりがな 氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第 7 1 号参考〉

略 歴



議案第72号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

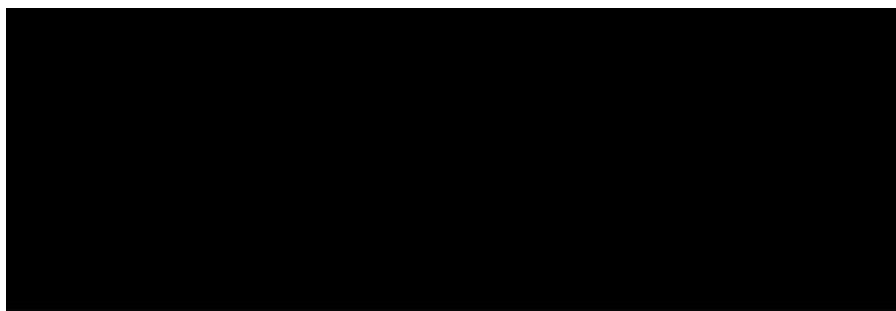
生年月日

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第72号参考〉

略 歴



議案第73号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 [REDACTED]

ふりがな
氏 名 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第73号参考〉

略 歴



議案第 7 4 号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成 2 9 年 6 月 1 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

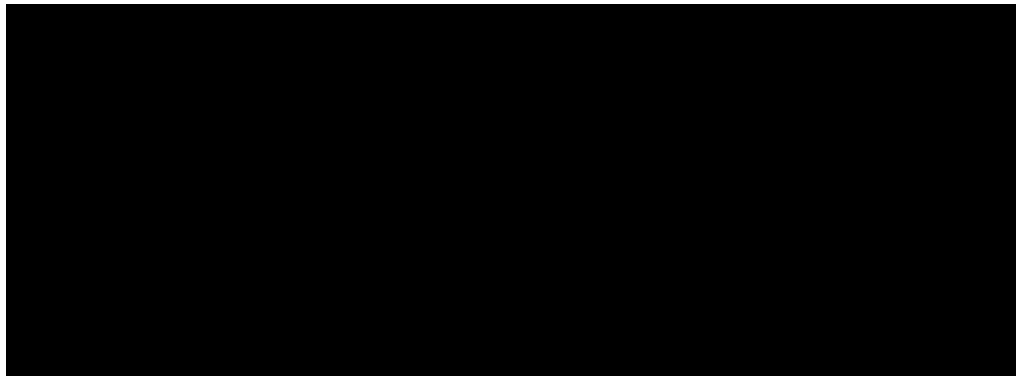
生年月日

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第74号参考〉

略 歴



議案第75号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所 [REDACTED]

ふりがな [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第75号参考〉

略 歴



議案第76号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

住 所	[REDACTED]
ふりがな 氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

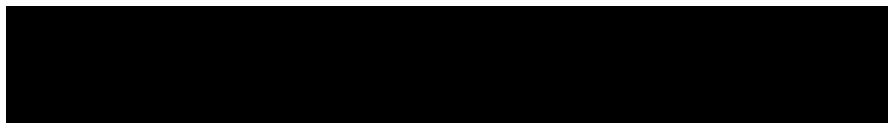
〈議案第76号参考〉

略 歴



〈議案第 77 号参考〉

略 歴



議案第78号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

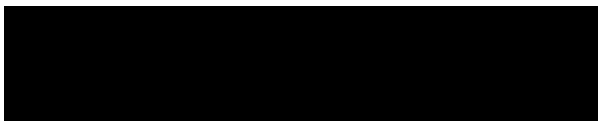
住 所	[REDACTED]
ふりがな 氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第78号参考〉

略 歴



議案第79号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所 [REDACTED]
ふりがな [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
生年月日 [REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第79号参考〉

略 歴



議案第80号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

住 所	[REDACTED]
ふりがな 氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第80号参考〉

略 歴



〈議案第 8 1 号参考〉

略 歴



議案第 82 号

五島市農業委員会委員の任命について
次の者を五島市農業委員会委員に任命する。

平成 29 年 6 月 14 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日

(提案理由)

農業委員会委員の任命については、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

〈議案第 8 2 号参考〉

略 歴



報告第3号

専決処分の報告について

五島市税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告

書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる

更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349

条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第5項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項を削り、同条第12項を同条第11項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又

は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人

を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項

後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ）」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の五島市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以

後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの

軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを五島市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（五島市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
（五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 五島市税条例等の一部を改正する条例（平成26年五島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

報告第4号

専決処分の報告について

五島市国民健康保険税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市国民健康保険税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険税条例の一部改正について

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険税条例（平成16年五島市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「265,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の五島市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

平成29年5月19日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車が小型乗用自動車に接触した交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害

賠償の相手方

2 和解の趣旨

平成29年3月12日、市の普通特殊自動車（長崎88さ8839）が、五島市三尾野一丁目の五島市福江総合福祉保健センター正面玄関前の駐車場において、駐車していた小型乗用自動車[REDACTED]に接触し、同車両の右フロントバンパーを損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 小型乗用自動車修理費 95,061円

